

**農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想**

令和3(2021)年12月

小 山 市

目 次

ページ

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農 業経営の指標	10
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	15
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
第6	その他	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 小山市農業の方向

本市は、栃木県の南部に位置し、東京からは北に約 60km、県都宇都宮市からは南に約 30km の距離に位置している。

南北 21.40 km、東西 20.25 km、面積 171.75 ㎢の市域を有し、市の東は茨城県に接しており、隣接市町は東に真岡市・茨城県筑西市・茨城県結城市、南に野木町・茨城県古河市、西に栃木市、北は下野市に接している。

地形は、関東平野のほぼ中央でほとんど起伏がなく、市中央部に思川、東部に鬼怒川、西部に巴波川が流れている。また、思川の東部に広がる小山台地と鬼怒川・田川流域の鬼怒川低地、思川の西部には思川・巴波川流域の思川低地が広がっている。

本市の農業は、思川を境とした思川西部水田地帯と思川東部畑作地帯、そして鬼怒川流域農業地帯に大別されており、恵まれた気候・地形などの自然条件に加え、首都圏という有利な立地条件を活かした県内でも有数な農業地帯として、米麦、園芸作物及び畜産を中心とする多彩な生産活動を展開し、首都圏の食料供給基地として重要な役割を担っている。

今後、農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中であっても、本市の農業の持続的な発展を実現するためには、需要変化に迅速に対応できる園芸産地づくりや先端技術を活用した省力的で効率的な土地利用型農業等を推進していくとともに、意欲的な若者をはじめとする多様な人材の確保・育成を図っていくことが重要である。

特に、地域農業を支える担い手については、今後とも積極的に認定農業者の確保を図るとともに、農地の集積・集約化の加速化等による経営の効率化や高い技術力を生かした生産性の向上、更には需要に即応した商品づくり等自らの創意工夫による経営の高度化等に取り組む先進的な農業経営体を育成していく。

さらに、農業従事者の高齢化や後継者不足等に対応するため、集落営農組織の体質強化や再編、次世代の担い手への円滑な経営継承、青年層の新規就農と定着促進、企業の農業参入の促進等地域農業を持続的に支える仕組みづくりを推進していく。併せて、農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

2 具体的施策の方向

本市は、地域の農業構造の現状や今後の農業の見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、それらの具現化に向けて各種政策・施策を講じ、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

① 効率的かつ安定的な農業経営体の目標

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺の市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産

業従事者と均衡する水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営体の目標を次のとおりとし、その育成を図る。

主たる従事者一人当たり	
年間総労働時間	2,000時間
年間農業所得	580万円

② 効率的かつ安定的な農業経営体の目標を達成するための取組

①で目標とする農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うことができるよう、本市は、農業委員会、農業協同組合、農業振興事務所等関係機関・団体との相互の連携の下で、認定農業者（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者）の確保・育成、女性の農業経営への参画、一元的に経理を行い法人化する計画を有する等の集落営農組織の育成を重点的に行い、実効を上げるために次の取組を推進する。

- ・ 目標とする農業経営体の確保及び育成のための活動強化
- ・ 目標とする農業経営体の育成のための支援措置の重点化
- ・ 家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請の促進
- ・ 農用地利用調整活動の強化
- ・ 農地中間管理機構の活用促進
- ・ 農用地利用集積のための支援措置の充実
- ・ 目標とする農業経営体をサポートする地域づくりの推進

③ 人・農地プランとの一体的な運用

人・農地プランに位置付けられた中心経営体は、地域農業の担い手として認知されていることから、積極的に認定農業者として位置づけられるよう指導・助言を行う。

④ 農業経営改善計画の目標達成に向けた支援

認定農業者が農業経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、計画の最終年における目標達成に向けて、中小企業診断士等の専門家の活用を推進し、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行う。

(2) 地域農業を広範囲で維持する担い手の確保・育成

高齢化等の進展により、担い手等の確保が困難となる地域では、地域農業の維持・発展のため、以下のように新たな担い手の確保・育成を図る。

① 集落営農組織間の連携や合併等の再編の推進

担い手はいるが、高齢化が進んでいる地域では、地域農業の維持を図るため、集落営農組織間の連携や合併等の再編により広範囲に営農を展開する組織等を育成する。

② 広域的に農業経営を営む法人等の設立や企業の農業参入の推進

担い手の確保が見込めない地域の営農継続を図るため、市町や農業団体等からの出資による農業法人の設立や地域との調和に配慮した企業の農業参入を進める。

こうした担い手の育成に加え、担い手をサポートする仕組みづくりを進めるため、地域住民の意向を十分に把握し、農地や水路の維持管理活動への参加を促す。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市における青年に係る新規就農者数は令和2年で19人であり、その内訳は自営就農者が9名、雇用就農者が10名となっている。自営就農者数は近年ほぼ横ばいとなっているが、雇用就農者数は増加傾向となっている。

こうした中、本市農業の持続的な発展に向けては、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある、本市においては青年新規就農者を年間15人以上確保することを目標とする。

このため、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を積極的に図っていくものとする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円以上）を目標とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本市は、農業委員会、農業協同組合、農業振興事務所等関係機関・団体との役割分担と相互連携の下で、就農希望者に対して農地の紹介や技術・経営面の重点的な指導を行うなど、地域の総力をあけて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2の(1)に示したような目標の達成を可能とする農業経営の指標として、モデル的経営類型の指標を次のとおり示す。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No1 水稲 + 麦 + 大豆	<p><作付面積等> 水稲= 10.0ha 麦= 8.0ha 大豆= 8.0ha</p> <p><経営面積> 18.0ha</p>	<p><資本装備> ・トラクター(50ps, 70ps) 各1台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(6条刈) 1台 ・シーダー(麦・大豆) 各1台 ・大豆コンバイン 1台 ・乾燥はRC、CE利用</p> <p><その他> ・麦・大豆は水田作とし二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</p>
No2 水稲 + ねぎ	<p><作付面積等> ねぎ= 4.0ha 水稲= 6.0ha</p> <p><経営面積> 10.0ha</p>	<p><資本装備> ・トラクター(30ps, 50ps) 各1台 ・田植機(6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・ねぎ剥機、根葉切機、掘採機 1式</p> <p><その他> ・ねぎは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・生産性向上にむけたねぎ機械化体系の導入 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施</p>

<p>No 3 水 稲 + 麦 + 夏 秋 な す</p>	<p><作付面積等> 水稲=10.0ha 麦= 8.0ha 夏秋なす= 0.4ha <経営面積> 10.4ha</p>	<p><資本装備> ・トラクター(30ps, 50ps) 各1台 ・田植機(6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 <その他> ・夏秋なす・麦は水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施</p>
<p>No 4 いちご</p>	<p><作付面積等> いちご=0.4ha <経営面積> 0.4ha</p>	<p><資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス 4,000㎡ (自動換気・炭酸ガス発生装置、電照設備) ・夜冷施設、空中採苗施設一式 <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施</p>
<p>No 5 トマト</p>	<p><作付面積等> トマト(冬春)= 0.55ha <経営面積> 0.55ha</p>	<p><資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・低コスト耐候性ハウス5,500㎡ (灌水施設、電気施設) <その他> ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施</p>
<p>No 6 きゅうり</p>	<p><作付面積等> きゅうり= 0.45ha <経営面積> 0.45ha</p>	<p><資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・園芸用パイプハウス 2,000㎡ ・低コスト耐候性ハウス 2,500㎡ <その他> ・スマート農業技術導入による生産性の向上</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</p>

No 7 にら	<作付面積等> にら= 0.7ha (収穫面積) <経営面積> 1.4ha (作付面積)	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・半自動移植機 1台 ・にら袴取機 1台 ・にら結束機 1台 ・園芸用パイプハウス 14,000 m ² <その他> ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No 8 水稲 + 露地野菜	<作付面積等> 水稲=10.0ha 露地野菜=4.0ha ※たまねぎ、キャベツ、レタス、にんじん等 <経営面積> 14.0ha	<資本装備> ・トラクター(30ps,50ps)各1台 ・田植機(6条植) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・露地野菜栽培用機械 一式 <その他> ・年間労働時間の均平化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上と機械化体系の導入による労働時間短縮 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No 9 なし	<作付面積等> なし=1.7ha <経営面積> 1.7ha	<資本装備> ・トラクター (35ps) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・乗用草刈機 1台 ・堆肥盤 1基 ・予冷库 1坪 ・なし、果樹棚、多目的防災網・棚網、防霜ファン 各1.7ha <その他> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による作期分散と生産性の向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

No 1 0 鉢物	<作付面積等> 鉢物= 0.3ha (シクラメン等) <経営面積> 0.3ha	<資本装備> ・トラクター (20ps) 1台 ・フロントローダー 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・低コスト耐候性ハウス (保温カーテン2層、シェード1層、温室用ファン、温室用ベンチ、温風暖房機、環境制御装置) 3,000 m ² <その他> ・スマート農業技術導入による生産性向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No 1 1 酪農	<飼養頭数等> 経産牛= 30頭 育成牛= 8頭 飼料作物= 10ha <経営規模> 経産牛 30頭	<資本装備> ・牛舎 (バンクリーナ方式) 400 m ² ・パイプラインミルクカー 一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター (50ps, 80ps) 各1台 ・モアコンディショナー、ボトムプラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシーン等自給飼料生産機械一式 各1/4台 ・経産牛 30頭 ・堆肥舎 1基 ・尿溜 1基 <その他> ・経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、ヘルパーの活用による休日制の導入
No 1 2 肉専用種肥育	<経営規模> 肥育牛= 80頭 出荷肉牛= 48頭	<資本装備> ・牛舎 800 m ² ・トラクター (50ps) 1台 ・テッダーレーキ、ロールベラー等稲わら収集用機械 一式 ・堆肥舎 1基 <その他> ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No 1 3 交雑種肥育	<経営規模> 肥育牛= 350頭 出荷肉牛= 200頭	<資本装備> ・牛舎 2,100 m ² ・トラクター (50ps) 1台 ・ローダー 1台 ・ロールベラー 1台 ・堆肥舎 850 m ² <その他> ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

No 1 4 養 豚	<経営規模> 繁殖豚＝ 80頭 出荷肉豚＝ 1,778頭	<資本装備> ・トラクター (50ps) 1台 ・ローダー 1台 ・種雄豚 5頭 ・母豚 80頭 ・自動給餌器 1式 ・種豚舎 220 m ² ・妊娠豚舎 120 m ² ・分娩豚舎 270 m ² ・子豚舎 130 m ² ・肥育豚舎 600 m ² ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
---------------	---------------------------------------	--	----------------	-----------------------

- (注) 1 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は標準的な家族経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1～2人とした。また、保有労働力を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。
- 2 水稻、麦及び大豆の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えないこととした。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No 1 5 水 稻 ＋ 麦 ＋ 大 豆	<作付面積等> 水稻＝25.0ha 麦＝20.0ha 大豆＝20.0ha <経営面積> 5.5ha その他作業受託	<資本装備> ・トラクター (60ps) 3台 ・田植機 (8条植) 3台 ・自脱型コンバイン (6条刈) 2台 ・ブームスプレーヤー 2台 ・フォークリフト 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・麦用シーダー 2台 ・大豆用シーダー 3台 ・大豆用コンバイン 2台 ・色彩選別機 1台 <その他> ・麦・大豆は水田作とし二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農業組合法人、株式会社の他産業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。
- 2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、第1の2の(3)に示したような目標の達成を可能とする農業経営の指標として、主要なモデル的経営類型の指標を次のとおり示す。

[個別経営体]

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
No 1 水 稲 + 麦 + 大 豆	<作付面積等> 水稲= 3.0ha 麦= 2.0ha 大豆= 2.0ha <経営面積> 5.0ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・シーダー(麦・大豆) 各1台 ・大豆コンバイン 1台 ・乾燥はRC、CE利用 <その他> ・麦・大豆の二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による 生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及 び青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、給 料制、休日制 の導入
No 2 水 稲 + ね ぎ	<作付面積等> ねぎ= 0.5ha 水稲= 3.0ha <経営面積> 3.5ha	<資本装備> ・ねぎ剥機、根葉切機、掘採機 1式 ・育苗用ハウス 300㎡ ・トラクター(30ps) 1台 ・田植機(4条植) 1台 ・自脱型コンバイン(3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 <その他> ・ねぎは水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による 生産性向上 ・生産性向上にむけたねぎ機械化 体系の導入 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及 び青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、給 料制、休日制 の導入

<p>No 3 水 稲 + 麦 + 夏 秋 な す</p>	<p><作付面積等> 水稲= 3. 0 h a 麦= 2. 0 h a 夏秋なす= 0. 2 h a <経営面積> 3. 2 h a</p>	<p><資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 <その他> ・夏秋なす・麦は水田作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施</p>
<p>No 4 いちご</p>	<p><作付面積等> いちご= 0. 15 h a <経営面積> 0. 15 h a</p>	<p><資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷庫 1坪 ・園芸用パイプハウス 1,500 m² (自動換気・炭酸ガス発生装置、電照設備) ・夜冷施設、空中採苗施設 一式 <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施</p>
<p>No 5 トマト</p>	<p><作付面積等> トマト=0. 2 h a <経営面積> 0. 2 h a</p>	<p><資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・低コスト耐候性ハウス 2,000 m² (灌水施設、電気施設) <その他> ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施</p>
<p>No 6 きゅうり</p>	<p><作付面積等> きゅうり= 0. 25 h a <経営面積> 0. 25 h a</p>	<p><資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・園芸用パイプハウス 1,000 m² ・低コスト耐候性ハウス 1,500 m² <その他> ・スマート農業技術導入による生産性の向上</p>	<p>・複式簿記及び青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入</p>

No 7 にら	<作付面積等> にら= 0.3ha (収穫面積) <経営面積> 0.6ha (作付面積)	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・半自動移植機 1台 ・にら袴取機 1台 ・にら結束機 1台 ・園芸用パイプハウス 6,000 m ² <その他> ・スマート農業技術導入による生産性の向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No 8 水稲 + 露地野菜	<作付面積等> 水稲= 3.0ha 露地野菜= 1.0ha ※たまねぎ、キャベツ、レタス、にんじん等 <経営面積> 4.0ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・露地野菜栽培用機械 一式 <その他> ・年間労働時間の均平化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上と機械化体系の導入による労働時間短縮 ・作付参考値に基づく生産 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
No 9 なし	<作付面積等> なし= 1.0ha <経営面積> 1.0ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・ロータリーモア 1台 ・乗用草刈機 1台 ・堆肥盤 1基 ・予冷库 1坪 ・なし、果樹棚、多目的防災網・棚網、防霜ファン 各1.0ha <その他> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による作期分散と生産性の向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

No 1 0 鉢 物	<作付面積等> 鉢物＝ 0. 1 5 h a (シクラメン等) <経営面積> 0. 1 5 h a	<資本装備> ・トラクター (20ps) 1 台 ・フロントローダー 1 台 ・蒸気消毒機 1 台 ・低コスト耐候性ハウス (保温カーテン2層、シェード1層、温室用ファン、温室用ベンチ、温風暖房機、環境制御装置) 1, 500 m ² <その他> ・スマート農業技術導入による生産性向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No 1 1 酪 農	<飼養頭数等> 経産牛＝ 2 0 頭 育成牛＝ 5 頭 飼料作物＝ 5 h a <経営規模> 経産牛 2 0 頭	<資本装備> ・牛舎 (バンクリーナ方式) 300 m ² ・パイプラインミルクカー 一式 ・バルククーラー 1 台 ・トラクター (50ps、80ps) 各 1 台 ・モアコンディショナー、ボトムプラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシーン等自給飼料生産機械一式 各 1/4 台 ・経産牛 2 0 頭 ・堆肥舎 1 基 ・尿溜 1 基	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、ヘルパーの活用等による休日制の導入
No 1 2 肉 専 用 種 肥 育	<飼養頭数等> 肥育牛＝ 4 0 頭 出荷肉牛＝ 2 4 頭	<資本装備> ・牛舎 400 m ² ・トラクター (50ps) 1 台 ・テッターレーキ、ロールベラー等稲わら収集用機械 一式 ・堆肥舎 1 基 <その他> ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No 1 3 交 雑 種 肥 育	<飼養頭数等> 肥育牛＝ 1 8 0 頭 出荷肉牛＝ 1 0 3 頭	<資本装備> ・牛舎 1, 100 m ² ・トラクター (50ps) 1 台 ・ローダー 1 台 ・ロールベラー 1 台 ・堆肥舎 450 m ² <その他> ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

No 1 4 養 豚	<経営規模> 繁殖豚= 40頭 出荷肉豚= 902頭	<資本装備> ・トラクター (50ps) 1台 ・ローダー 1台 ・種雄豚 3頭 ・母豚 40頭 ・自動給餌器 1式 ・種豚舎 110 m ² ・妊娠豚舎 60 m ² ・分娩豚舎 140 m ² ・子豚舎 70 m ² ・肥育豚舎 300 m ² ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
---------------	----------------------------------	--	----------------	-----------------------

- (注) 1 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は標準的な家族経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1～2人とした。また、保有労働力を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。
- 2 水稻、麦及び大豆の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えないこととした。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No 1 5 水 稻 + 麦 + 大 豆	<作付面積等> 水稻= 10.0ha 麦= 5.0ha 大豆= 5.0ha <経営面積> 15.0ha	<資本装備> ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・自脱型コンバイン (4条刈) 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・フォークリフト 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・麦用シーダー 1台 ・大豆用シーダー 1台 ・大豆用コンバイン 1台 ・色彩選別機 1台 <その他> ・麦・大豆の二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適正な労務管理の実施

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農業組合法人、株式会社の他産業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。
- 2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営体に対する農用地の利用集積に関する目標を、次のとおりとする。

なお、農用地の利用集積にあたっては、より効率的な農業経営を可能とするため、上記経営体への集約化を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標
80%

(注) 集積目標には、基幹的農作業（水稲については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

○効率的かつ安定的な農業経営体数の目標

経営形態	営農類型	育成経営体数
個別経営体	No.1 水稲 + 麦 + 大豆	160
	No.2 水稲 + ねぎ	10
	No.3 水稲 + 麦 + 夏秋なす	15
	No.4 いちご	60
	No.5 トマト	40
	No.6 きゅうり	20
	No.7 にら	15
	No.8 水稲 + 露地野菜	80
	No.9 なし	5
	No.10 鉢物（シクラメン等）	10
	No.11 酪農	8
	No.12 肉専用種肥育	20
	No.13 交雑種肥育	2
	No.14 養豚	5
組織経営体	No.15 水稲 + 麦 + 大豆 (55ha 規模)	10

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の思川西部水田地帯や鬼怒川流域農業地帯においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことや農業の後継者不足が予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが懸念される。そのため担い手の育成強化を図るとともに、認定農業者等への農地の集積・集約化をより推進するため、農業経営基盤強化促進事業の積極的な取組みと併せ、人・農地プランの実質化を踏まえ農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。）を積極的に活用し、優良農地の有効的な活用を推進する。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への農地の集約化を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、栃木県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を十分踏まえて、今後10年間に、より一層の農地の集積・集約化と農作業受委託等を推進し、積極的に各種施策に取り組む。

このため市は、担い手育成総合支援協議会や関係機関・団体等との連携のもと、農地中間管理事業との適切な役割分担を図りながら、次の事業を活用して推進する。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

なお、農地利用集積円滑化事業は、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第12号）に基づく法の改正により、農地中間管理事業との統合一体化が進められることになったことから、市は農地中間管理機構と円滑な統合一体化に向け調整を進めるとともに、統合一体化までの移行期間中は適切な運用を図るものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ） 原則その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情

がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供にすべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係

る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用

権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めると

ころによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を

助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべてに事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規定においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
 - ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体にならうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（栃木県農業振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、小山市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の2の(3)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

農業振興事務所、農業協同組合、農業委員会、公益財団法人栃木県農業振興公社（青年等農業者等育成センター）などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、農地・施設、資金等に関する情報等）の提供を行うとともに、就農希望者のニーズに応じて、栃木県農業大学校等での研修制度の活用を図る。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入を行う。

② 中長期的な取組

小中義務教育学校、高校、大学等の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、農業の魅力発信や農業体験を実施するほか、就農に関する情報の提供を行う。

また、グリーンツーリズム等の取組を通して、子どもたちをはじめとする多くの方々に農業・農村が果たす役割や魅力を伝え、農業を身近に感じてもらえる環境づくりを目指す。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって関係機関・団体が連携したフォローアップ体制を構築することにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、小山市青少年クラブ協議会への参加を促すとともに、小山市認定農業者協議会や小山市農業士会等との交流の機会を設ける。また、農業協同組合とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げるフォローアップ体制を活用した指導に限らず、中小企業診断士や税理士等による財務関係の指導・助言や他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、新規就農者の経営状況に応じたきめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

また、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと計画的に誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担と連携

就農に向けた情報提供及び就農相談については栃木県青年農業者等育成センター、就農に向けた技術や経営ノウハウの習得については栃木県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業振興事務所、農業協同組合、認定農業者や農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めるとともに、(1)(2)に掲げるよう、各機関・団体が連携したフォローアップ体制により経営の各段階に応じた切れ目のない支援を実施する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するこ

ととなるよう、担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成12年 3月29日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成12年11月 7日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成18年 9月27日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成22年 6月 4日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成25年10月 4日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成26年 9月24日から施行する。
- 8 この基本構想は、平成30年 8月31日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和 3年12月15日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上とすることが相当でない認められる場合には、3年以上と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう に定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められ</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日まで に当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき小山市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

	<p>る借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		
--	---	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>